

議案参考資料

[平成 30 年第 4 回定例会(12 月)]

[担当課(室)係]

スポーツ体育課 スポーツ振興係

議案名

議案第 78 号 指定管理者の指定について(桐生市体育施設)

趣旨・目的

桐生市体育施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めようとするものです。

概要

桐生市体育施設の設置及び管理に関する条例第 12 条、桐生スケートセンター条例第 11 条並びに桐生境野球場の設置及び管理に関する条例第 10 条の規定に基づき、桐生市体育施設の管理を行わせるため、公益財団法人桐生市スポーツ文化事業団を指定管理者として指定しようとするものです。

1 施設の名称

- (1) 桐生市民体育館 (2) 桐生球場 (3) 桐生球場附属球場
- (4) 桐生市民プール (5) 陸上競技場 (6) 元宿庭球コート
- (7) 相生庭球コート (8) 相川庭球コート (9) 相撲道場
- (10) 桐生弓道場 (11) ユーユー広場
- (12) 桐生スケートセンター (13) 桐生境野球場

2 指定する団体 桐生市織姫町 2 番 5 号

公益財団法人桐生市スポーツ文化事業団

3 指定の期間 平成 31 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで (4 年間)

背景・経過

今回の対象施設のうち、市民体育館については、平成 30 年 10 月から平成 32 年 9 月までの改修工事を、陸上競技場については、平成 31 年秋から平成 32 年秋までの改修工事を予定しております。

両施設は年度途中での完成となるため、指定期間中の指定管理料を算出するのが難しいこと、また、老朽化した現施設を利用しながら、管理方法や利用形態が大きく異なる新施設の管理・運営にスムーズに移行させる必要があることから、非公募により、施設・設備を熟知し、安全かつ効率的な管理・運営実績のある公益財団法人桐生市スポーツ文化事業団を、引き続き指定管理者として指定しようとするものです。